

「申請に対する処分」 基準等公開票(法律又は命令)

許認可等の名称	施業実施協定の認可	
根拠法令・条項	森林法第10条の11の12第1項	
所 管 課	農 政 部 農水産 課	
審 査 基 準	<p>森林法第10条の11の12第1項 森林整備市町村の長は、第10条の11の9第1項又は2項の認可の申請が次の各号のすべてに該当するときは、当該施業実施協定を認可しなければならない。</p> <p>一 申請の手續又は施業実施協定の内容が法令に違反するものでないこと。 二 施業実施協定の内容が森林の利用を不当に制限するものでないこと。 三 施業実施協定の内容が市町村森林整備計画の達成に資すると認められるものであること。</p>	
標準処理期間	標準処理期間	設定なし
	標準処理期間を設定できない理由	過去に審査実績がないため